

大宮アルディージャサッカースクール 規約

第一条【名称等】

名称は「大宮アルディージャサッカースクール」（以下スクール）と称し、エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社に事務局を置き、主催、監修、運営を行う。

第二条【目的】

スクールは、専任のコーチによる一貫指導により、サッカーの技術・戦術の向上及び普及に努めるとともに、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第三条【会場】

スクールは、下記会場を主な活動場所とする。

1 ステラタウン校

（会場）大宮アルディージャ フットサルコート「オレンジコート ステラタウン」

（所在地）さいたま市北区宮原町 1 丁目 853-1 ステラタウン北棟屋上

2 大宮校

（会場）さいたま市堀崎公園グラウンド（所在地）さいたま市見沼区堀崎町 12-1

3 ルミネ大宮校

（会場）ルミネ大宮屋上（所在地）さいたま市大宮区錦町 630

4 大宮西校

（会場）フットサルクラブ大宮西（所在地）さいたま市西区宮前町 751-2

5 岩槻校

（会場）岩槻フットサルコート（所在地）さいたま市岩槻区長宮 285

6 上尾校

（会場）セスパ上尾店（所在地）上尾市浅間台 1-21-4

7 志木校

（会場）NTT 東日本志木総合グラウンド（所在地）志木市上宗岡 4-26-7

8 川越校

（会場）川越フットサルリゾート（所在地）川越市中台南 2-10-1

9 鴻巣校

（会場）鴻巣市上谷総合公園（所在地）鴻巣市上谷 707

10 北本校

（会場）BT フットサルコート（所在地）北本市北中丸 2-125-1

11 深谷校

（会場）仙元山公園陸上競技場（所在地）深谷市大字上野台 2568

第四条【構成】

スクールは、原則として園児（年中）から小学校 6 年生までで構成され、クラス編成に関しては各会場による。

第五条【活動期間及び活動日】

- 1 スクールの活動期間は、原則として毎年 4 月より翌年 3 月までの期間とし、1 月を休校とする（ただし、大宮校、深谷校においては、1 月と 8 月を休校とする）。
- 2 活動日については、別に定めるスケジュールによる。ただし、やむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日、時間、場所を変更または中止できるものとし、その場合は事前に通知する。
- 3 雨天等により、スクールの実施が困難と判断した場合は中止とする（ただし、上尾校、岩槻校、川越校は屋内型施設のため原則として雨天等中止はない）。
- 4 ステラタウン校および深谷校にて、雨天等の中止があった場合、中止日から 2 ヶ月以内に希望する別の曜日のクラスに振替参加をすることができる。なお振替希望クラスが定員に達している場合は参加することはできない。
- 5 ステラタウン校および深谷校以外のスクール会場にて、4 月から 12 月までの間に雨天等の中止が 1 回以上あった場合はスクール事務局が定めた日時に振替のスクールを各 1 回行う。ただし、事務局は、12 月から翌年 3 月までに振替日を定める。
- 6 同条第 4 項の振替日が雨天等のやむを得ない理由により中止となった場合、それに対する振替は原則行わないものとする。
- 7 大宮校・深谷校については公共施設を利用しているため、グラウンドが利用できないことからやむを得ず休校とする場合があるが、それに対しての振替はしないものとする。

第六条【無料体験】

- 1 スクールは、無料体験期間を設ける。
- 2 無料体験期間中は、費用はかからないものとする。
- 3 無料体験は、原則として各人 1 回とする。
- 4 無料体験前に「無料体験申込書」の提出を義務付ける。（Web での申込の場合は不要）
- 5 無料体験中の負傷について、当スクールにおける対応は応急処置のみとする。

第七条【入会資格及び手続き】

- 1 スクールへの入会は、本規約に賛同した者（入会希望者並びに保護者）のうち、スポーツを行うに適した健康状態であり、スクール事務局が入会に適すると認めた者（以下、会員と称す）とする。
- 2 同条第 1 項を満たし、入会を希望する者は、次の書類をスクール事務局の定める期日までに提出する。

- (1) 「入会申込書」
 - (2) 「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」
 - (3) 「スクールウェア申込書」
- 3 会員は、入会に伴いスクール事務局が指定するウェアを購入する。
- 4 同条第 2 項、第 3 項に反した場合、スクール事務局はスクール入会資格を取り消すことができる。

第八条【月額会費の徴収方法および返納】

- 1 会員はスクール活動に伴う月額会費（定額）は、翌月分を前払いにより徴収することとし、一旦徴収した会費は、原則として返納は行わない。
- 2 月額会費の徴収は、「民間金融機関及び郵便局の口座振替集金代行システム」を利用し、原則として当該月分を前月の 26 日に徴収する。

第九条【指導内容】

当スクールは、前第四条のクラスごとに指導カリキュラムを定めるものとし、練習内容は指導カリキュラムに沿った内容とする。

第十条【保険】

- 1 会員は、入会と共に、スクール事務局指定の補償プランに加入することとし、その加入手続きはスクール事務局が行う。
- 2 活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、上記保険の約款通りとする。なお、スクール生及び保護者は、事故発生後速やかにコーチ及びスクール事務局に連絡しなければならない。

第十一条【スクール選抜】

- 1 スクール選抜活動を行う際は、その名称を大宮アルディージャスクール選抜チームと称する。
- 2 活動の参加にあたり、各スクール担当コーチの推薦を受け、本人、保護者及び所属チームの代表者の同意を得ることを参加資格条件とする。
- 3 活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、第十条保険の約款通りとする。

第十二条【休会】

- 1 休会とは、けがもしくはやむを得ない事由により、引続き 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の期間休む場合を原則とする。
- 2 休会を希望する会員は、原則として休会を希望する月の前月 10 日までに、「休会届」に必要事項を記入し、スクール事務局まで届け出なければならない。また、休会期間の月

額会費は 1,000 円とする。

3 同条第 1 項において、届け出た日が 11 日以降の場合、月額会費の返金は原則おこなわない。

第十三条【退会】

1 退会を希望する会員は、当月末退会を希望する場合、当月 10 日までに「退会届」を提出し、スクール事務局の承認を得るものとする。

2 同条第 1 項において、届け出た日が 11 日以降の場合、月額会費の返金は原則おこなわない。

第十四条【継続】

1 会員は、年度を越えて継続を希望する場合には、原則自動更新とする。ただし手続きの方法についてはスクール事務局の定めた方法による。

2 継続を希望しないものは、前第十三条の申し出を行うものとする。

第十五条【会員のモラル】

会員は以下の事項を厳守しなければならない。

1 チームワークを守り、会員全員が明るく、楽しく、元気に、安全に行動すること。

2 スクールの目的に沿うよう努力すること。

3 スクールの定める利用規則を遵守すること。

第十六条【除名】

会員（親権者を含む）が、次の事項に該当する場合、その他当スクールが、会員として不適格と判断した者は、スクールから除名することができるものとする。なお、除名となったスクール生が再入会を希望する場合、当スクールにて協議の上、可否を決定する。

1 本規約に違反した場合、又は違反したと判断したとき。

2 スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。

3 月額会費等を 3 ヶ月以上延滞したとき。

第十七条【負傷時の処置】

会員が活動中に負傷した場合には、スクールコーチが応急処置を施すものとする。ただし、その後の治療、治療方法、入院、通院等について、スクール事務局は一切責任を負わないものとする。

第十八条【事故の免責】

1 会員の活動中および往復経路中の盗難、傷害、その他の事故の補償は、当スクールで加

入している第十条保険の約款通りとし、約款に定めない盗難、傷害、その他事故については、損害賠償しないものとする。

2 スクール会員以外の盗難、傷害、その他事故については第十条保険の適用外となり、一切の補償はしないものとする。

第十九条【休校・閉校】

スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクールの存続を困難にする事由が生じたときは、休校もしくは閉校することができるものとする。

第二十条【個人情報の取扱い】

会員の個人情報は、スクール事務局において安全かつ最新の状態で管理して適正に廃棄することで、個人情報を保護することとする。

また、会員の個人情報は、スクール、クラブ及び当クラブパートナー等において、会員に有益と判断される情報をお知らせする際に使用する場合があります。

なお、正当な利用目的において、業務委託先に保護措置を講じた上で必要な範囲内で会員個人の情報を提供する場合があります。

個人情報に関するお問合せは、スクール事務局にて受け付ける。

第二十一条【会員の肖像】

会員は、スクール事務局が行うスクール活動（各イベント、スクール選抜チーム活動も含む）中の写真撮影等を承諾するものとする。なお、撮影された写真等についての肖像等については、スクール事務局が広報宣伝を目的として使用することについて、会員は何ら権利を有しないものとする。また、スクール事務局が委託する業者が撮影した写真を会員に対して販売する場合、スクール事務局は、会員の肖像等は無償で使用できることとする。ただし、やむを得ない理由がある場合、担当コーチおよびスクール事務局へ申し出ることとする。

第二十二条【付則】

当スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後または、新会員規約を送付後に当スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

第二十三条【施行】

本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。